

## 論 説

## 刑事政策における科学主義の意義

米 山 哲 夫

- 一 序論
- 二 刑事政策学と科学
- 三 科学の意義と問題
  - (1) 自然科学としての科学
  - (2) 事実認識に関する傾向性
  - (3) 人間科学の困難性
- 四 刑事政策における科学主義の限界—結びにかえて—

## 一 序論

今日の刑事政策においては、その指導理念として、または方法として、人道主義とならんで科学主義を採用することが当然のことと考えられている。しかし、そこに言う「科学主義」なるもの、否、そもそも「科学」なるものが何を意味しているのかということが、意識的に検討されたことはあまりなかったように思う。それには、いくつかの理由が考えられる。

刑事政策の基盤には犯罪学がある。事実学たる犯罪学の知見に基づいて、さまざまな犯罪対策のあり方が工夫されるのである。犯罪と犯罪者に関する経験的知識は、19世紀に入ってようやく学問的な体系にまとめられ始めた。その時期は、ちょうど「刑事政策」という用語が使われるようになった時期と一致する。そのため、刑事政策と言えばそれは当然に科学的刑事政策を意味するのであって、およそ非科学的な刑事政策などは「刑事

政策」の名に値しない、と考えられたとしても不思議ではなかった。どの教科書を見ても、刑事政策の歴史あるいは沿革の部分には、イタリア学派をはじめとする犯罪・犯罪者に関する科学的・学問的發展が記されているから、現在においても事情にそれほどの違いはない。それでは何が科学的かといえば、犯罪を引き起こすさまざまな要因を、大量の犯罪現象を調査・観察することによって抽出し、その要因に働きかけることによって、犯罪を減少させる、という方法論が科学的と言われるゆえんである。そして、その要因の中には、犯罪を行った者自身の事情と、彼をとりまく環境的な事情、あるいはその相互作用があるとされるようになったのである。つまり、結果現象としての犯罪と、それを引き起こすとされる原因（要因の集まり）との間の因果関係を大量観察によって検証し、原因の除去・緩和を犯罪対策として行おうとするのが科学的刑事政策の真骨頂ということになる。

こうした刑事政策のあり方は、およそ政策それ自体に限られた人的・物的資源の中で遂行せざるを得ない、つまり合理性を追求せざるを得ないものである以上、当然に採り入れられなければならない原則である。このことに異論はないものと思われる。しかし、われわれとしては、刑事政策における「科学主義」という場合に、科学それ自体の意義と限界とを踏まえた議論がなされるべきであると考ええる。

われわれは、基本的に、刑事政策、犯罪対策、犯罪対処活動を概念上区別する立場を採るから、この問題は、刑事政策学それ自体の方法論にもかかわることになる。ただ単に、犯罪の原因を究明し、それに働きかけることによって犯罪を減少させる、という程度の科学的知見だけではなく、さまざまな犯罪対策をどのように組み合わせるか、何を優先させるかなど、犯罪対策の基本方針や有効な配置を導き出すようなシステム論的な政策科学も必要とされよう。さらに、犯罪対策や犯罪対処活動のレベルでも、果たして「科学的」と銘打つことができるような知見が得られているのか。統計学的なマクロ的犯罪学や犯罪捜査技術は、この2世紀の間に相当の進

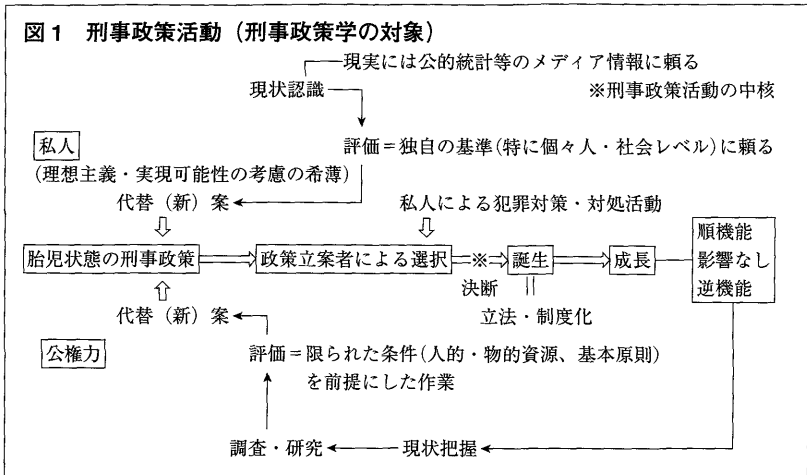
歩が見られたとしてよいように思われるが、犯罪の主体である「人」についての究明は、未だ十分と言える状況にはないのではないか。

本稿は、以上のような問題意識に立ち、現在の科学主義の状況がいかなるものかを検討しながら、最終的には「人」に焦点を合わせざるを得ない刑事政策において、科学がどのような貢献をなすうのか、その限界はどこにあるのかを探ろうとするものである。

## 二 刑事政策学と科学

本稿は刑事政策の意義それ自体を論議しようとするものではないが、刑事政策における科学主義の意義を論ずるには、筆者が「刑事政策」の概念として捉えているものをまず示しておく必要があるであろう。また、刑事政策学も学問として「科学的」である必要があるから、そのためにも以下に記す議論は避けて通ることができないと思う。

刑事政策学は、刑事政策（広義）を対象とする学問である。序論で述べたように、狭義の刑事政策には犯罪対策や犯罪対処活動は含まれない。たとえば、自由刑という制度や自由刑の執行は狭義の刑事政策ではない。むしろ、自由刑という制度のあり方、すなわちその基本方針や他の刑罰や処分との関係をシステムチックに工夫する活動が、狭義の刑事政策である。現在の制度状況、すなわちその機能が所期の目的どおりに果たされているかどうか、その時代の基本的な要請に照らして、その基本方針を変更する必要があるのかどうか、等々を検討し、それを維持するまたは変更することを決断する、という作業が狭義の刑事政策活動である。その検討作業において、私人の行っている調査結果、意見・主張、その他の具体的活動を参考にすることはありうるであろう。実際、現在では、当然に基本方針の一つとして看過することのできない少年や刑余者の更生保護は、もともと善意の私人による活動を公的な制度として採り入れ、刑事政策制度の中に位置付けたものである。大学の研究者による研究活動の中から生み出され



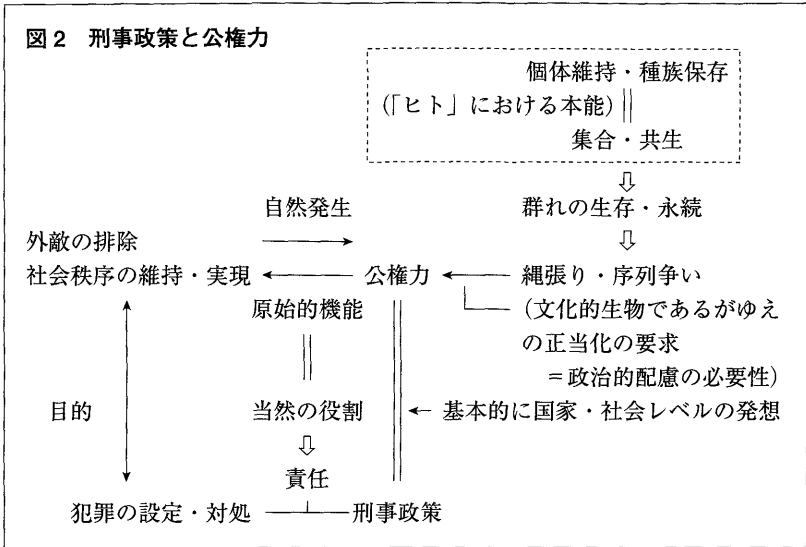
た業績、その中にある提案・意見・主張が参考資料になることはもちろんであろう。その中にも、今日の刑事政策制度の中に採り入れられ、生かされているものがあるはずである。しかし、私人による善意の更生保護活動や研究者の研究活動は、狭義の刑事政策には当たらない。まして私人が犯罪被害を避けるために行うさまざまな対策や対処活動を刑事政策とはよばない。(図1参照)

以上において、刑事政策学的に重要な論点を、少なくとも二つ提起した。一つは、刑事政策学と刑事政策活動を区別する必要性について、もう一つは、私人の活動と刑事政策を混同しないようにする必要性についてである。どちらも、刑事政策を学問的に研究する者にとって避けて通ることのできない課題であり、しばしば見解の対立が起こっている。

これらの問題を解決するためには、そもそも公権力はどのように発生したのか、それはどのような特性をもっているのかということ、すなわちその存在根拠にまでさかのぼって考える必要があるだろう。すでに別の稿でも述べたことであるが、<sup>(1)</sup>結論的に言って、公権力の存在根拠は、ヒトにおける本能にあると言ってよい。ヒトはその生物としての個体維持と種族保

存の本能を満たすために集合・共生せざるをえない。集合・共生はヒトが人として生きて行くために獲得した第二の本能である。この集合・共生の中でその状態を維持・永続させ、個体維持と種族保存本能を十分に満たすことができるようにするために、集合・共生したヒトの中からそれに適した単数または複数の個体が発生する。それは、想像するに、群れの中で縄張り争いと序列争いに勝ち残った強者である。群れは必然的にそうした個体を生み出すと考えてよいであろう。この点、人以外の群れをなす動物については、さまざまな行動生物学的研究がある。人の場合には、文化的生物であるから、それが生の「力」であることに承服できない。そこで、何らかの文化的意味付けが要求されることになる。それが公権力の正当化根拠であり、王権神授説的なものもあれば社会契約論的なものもある。しかし、いずれにしても、そのような力が本質的に担っている機能は、対外的には外的を排除して群れを護ることであり、対内的には群れの秩序を維持し実現することである。この対内的機能、すなわち社会秩序の維持・実現は、たとえ世界国家のようなものが作られることがあったとしても、失われることのない公権力の本質的、その意味で原始的機能である。この機能を十分に果たすことのできない権力は永続できない。公権力は、この機能を果たすためにさまざまな政策を用いる。非常に広く考えれば、公権力の行う政策はすべて、究極的にはこの機能を果たすためであると言っても過言でない。社会政策も経済政策も、教育政策や福祉政策でさえそうである。その中で、社会秩序の維持・実現を目的として「犯罪」を設定し、その対処のあり方を工夫する活動が、刑事政策と呼ばれるものである。（図2参照）

おそらく、「刑事政策」という呼び名は、公権力の関心事ではない。全政策が究極的に社会秩序の維持・実現へと向けられているのであるから、われわれが「刑事政策」と呼ぶ活動も、単にその一環に過ぎない。もちろん、犯罪に係わることについては、法務省の刑事局、矯正局、保護局および検察庁が、また内閣府の警察庁と各都道府県公安委員会と警察本部が担



当しており、そのような行政的な区分は意識されているかもしれないし、『犯罪白書』においても「刑事政策」という語が使われている。しかし、社会秩序の維持・実現という機能を果たす活動主体をそこに限定する必要はないわけである。「犯罪の設定とそれへの対処」という「窓枠」に限定して公権力の活動を見ていこうとするのは、あくまでも見る側の関心である。われわれは、そのようなものを「刑事政策」として、公権力の諸活動の中から切り取り、それを対象として刑事政策学を考えようとする立場をとる。したがって、刑事政策の主体は、当然に、公権力ということになるし、刑事政策と刑事政策学とは明確に区別することになる。

刑事政策は犯罪対策のあり方を工夫する活動である。すなわちある一定の行為がその目的である社会秩序の維持・実現にとって有害であり制度的に制圧する必要があるかどうかを判断し、犯罪として設定したならば、その予防→抑止・鎮圧→善後措置という事柄をさまざまなヴァリエエティー（基本方針、優先順位）をもって講じて行く活動である。その意味で、それ自体は為当である。また、犯罪対策は個々の犯罪対処活動のあり方を工夫

する活動であり、これも、それ自体は当為である。これに対して、犯罪対処活動は事実行為である。刑事政策学は、これら三者を現に行われている活動として対象化し、「批判的に」検討するものである。ここで大切なことは、これらの活動が合理的・科学的に行われているかと同時に、それを見るわれわれの目が科学的であるかどうか、つまりきちんとした事実認識がおこなわれているかどうか、ということである。

### 三 科学の意義と問題

科学と刑事政策との歴史的な結び付きは序において述べたとおりであるが、前章で説明した刑事政策の意義からすると、近代科学と刑事政策との結び付きは必然的なものではない。公権力の活動としての刑事政策は、国家の発生以来脈々として続けられてきた。しかし、刑事政策は目的活動であるから、どの時代においても目的を実現させるための合理性は要求される。近代まで刑罰の中心が死刑であったのは、死刑という犯罪対策に、威嚇力をもつという、目的実現のための合理性が備わっていると考えられていたからである。しかも、死刑は犯罪者を殺してしまうわけであるから、絶大なる特別予防効果がある。つまり善後措置をほとんど考える必要がなかったのである。そうした環境の中では、人に関する科学の刑事政策への導入のインセンティブはわいてこない。特別予防的措置の必要性が意識されるようになったときにはじめて、つまり犯罪を犯した者を二度と犯罪を犯さない者として社会に出すことが緊急を要する課題になったときに、人は何ゆえに犯罪を犯すのかという問が浮かび、それに対する答えが必要になった。すなわち、人間行動を科学しその法則性を把握する必要性が生じたのである。

ところが、人間行動に関する科学は、今日に至るまで、その確たる解答を与えてこなかった。それにはいくつかの理由が考えられるが、一つには、科学がまず自然を対象とする科学として発達し、行動主体であり認識

主体である人自体を科学することにあまり熱心でなかったからではないかと思われる。おそらく、思想的にも、有用性の面でも、自然を対象とする科学の方が人々にとって、少なくとも西欧近代の人々にとって魅力的であったに違いない。また、二つ目に、人が人自体を科学することの困難性をあげなければなるまい。

#### (1) 自然科学としての科学

いわゆる経験知としての科学は、それが体系化されることがなかつても人類が道具を用いる生活を始めたときにすでにもっていたと考えてよい。つまり何らかの文化の背景には、経験的な自然法則の発見とそれから得られた知識に基づく技術の利用があった。それらの蓄積がなければ16世紀以降の急激な科学技術の進歩は考えられない。

16世紀から17世紀にかけてコペルニクスが地動説を唱え、ニュートンが万有引力の法則を発見したころ、彼らの活動はまだ中世キリスト教の神中心主義を脱してはいなかったと言われる。すなわち、コペルニクスもガリレイもニュートンも、神の造られた宇宙であり世界だから、何らかの美しい秩序に基づいて運行されているはずだという信念（信仰）に基づいて、さまざまな法則を見いだしていったのである。しかし、キリスト教は神中心主義であると同時に人間中心主義でもある。神は無からこの宇宙を創造し、最後に自分の似姿として人間を造って、この自然の支配と利用を人間に任せたのだという発想がそれである。科学が自然科学として発展して行く背景には、こうしたキリスト教の人間中心主義的考え方がある。

科学が自然科学として強大な力をもつようになった理由の第一に哲学者の高木義照は、「科学が近代人の基本的な発想である自然征服思想と結びついたこと<sup>(2)</sup>」を挙げる。もはやここには神に造られた美しい秩序を発見しようとする動機は見られない。自然を、神の啓示などではなく、人間の理性に照らしてよく観察し、そこに一定の法則を見いだすことによって、人間がそれを効率よく利用できるようにすることが大切である。そのためには、対象である自然は繰り返し生起する客観的な事物であることが必要で



<sup>(3)</sup>ある。そこで物理学はマクロの方向に向かっては地球物理学や宇宙物理学となり、ミクロの方向へ向かっては原子物理学となった。そうして人間を取り巻く自然環境世界は、われわれの日常生活と関連のあるものに関しては、ほぼ明らかにされようとしているのである。

物理学に較べて後発の生物学においても、20世紀後半になって分子生物学が発展するにおよんで、人の身体に関する知識も豊富に蓄積されるようになった。現在では人間の細胞にあるヒトゲノム DNA の全文字配列が解読され、何百もの病気に関連のある遺伝子が発見されている。<sup>(4)</sup> 早晚、約4万個あると言われている遺伝子の解読もメドが立つことであろう。ある意味で人の身体は残された最後の自然である。人は生物学的に見れば細胞のかたまりであり、意識の所在とされる脳でさえ細胞のかたまり、つまり「もの」であることには違いない。生物学者の中には、心の問題を生物学的に捉えることに挑戦する者もある。<sup>(5)</sup>

確かに、人には自然を自らのコントロール下におきたいという欲望がある。しかし、それが極端になれば、外的環境世界については生態系の破壊などの環境問題を引き起こし、人の身体については、生死のコントロール<sup>(6)</sup>（安楽死）、死体の利用（臓器移植）、試験官ベイビーやクローン人間などの生命倫理の問題を引き起こす。そこではかえって自然法則に反する事態が生じているのである。わが国では、キリスト教世界とは違って、人間中心主義よりもむしろ神が自然に宿り、人間も自然の一部である、という観念が強かったから、徹底した自然征服思想は育まれてこなかったように思われるが、そうしたわが国でも、科学的知識と技術の人の生活に与える現実的有用性のゆえに、特に第二次世界大戦後はこの思想の影響を強く受けるようになった。

科学が自然科学として強力になった第二の理由は、自然科学が「自らの得た知識の絶対的な確実性、つまり普遍妥当性を主張しえたこと」<sup>(7)</sup>であると言われる。その知識の確実性を保証し、普遍妥当性を担保するのは、科学的知識の実証性である。そして実証性を証明するのは、科学の用いる

「仮説演繹法」という方法論である。すなわち「まずある事象の原因と結果についての予想(仮説)を立てる。そしてその中から人間が実際に実験し観察しうる事柄を選んで実験を行う。実験・観察の結果が満足できるようなものであれば、最初の仮説を受け入れるが、満足できないものであれば、最初の仮説は修正されるか、廃棄されるかして、またやり直す<sup>(8)</sup>という」ものである。そして、何回やっても同じ結果をもたらす仮説が、普遍妥当性を持った科学的知識だということになる。

しかし、こうした知識も、実際には二つの点で普遍的であるとは言えないことに注意する必要がある。一つは、実験し観察し得る対象だけが選ばれるという点であり、二つ目は、その実験も同一の条件を設定し得るときにのみ有効だということである。従って、実証可能な確実な科学的知識は、自然界の中のすべてのもの、あるいは現象について得られるわけではないということになる。

19世紀にそれまでの古典学派に対抗する形で主張された実証学派の犯罪理論は、まさに「犯罪」についてもその生起を実証できるとして登場した。特に、ロンブローゾに代表される犯罪生物学派や犯罪人類学派と呼ばれるグループは、100パーセントとは言えないまでも、ほとんどの犯罪は、犯されるべくして犯されたものであり、そのことは頭蓋骨や身体の形態によって実証できるとしたのである。その後、こうした考え方は、まさに実証的に否定されることになったが、われわれの、犯罪者と非犯罪者はどこか異質なところがあるのではないか、という考え方には根強いものがあり、前に述べたような分子生物学の発展によっては、「生来性犯罪者」説が復活する可能性がないわけではない。

科学が自然科学として強力になった第三の理由は、科学がテクノロジーとなって単なる知識にとどまらず私たちの現実的生産活動に深く係わる「有用性」をもつことができたことである、と言われる<sup>(9)</sup>。確かに、物理学、化学、生物学といった自然科学とそこで得られた知識を用いたテクノロジーがわれわれの生活(生きて行くこと)にあたえる利便性や有用性は計り

知れないものがある。物理学的テクノロジーは、時間と空間を相対的に縮小させ、通信や交通手段を改善した。コンピュータの発明とその利用は、われわれを危険な仕事、きつい仕事から解放した。また、化学・生物学的テクノロジーは医学を発展させ、さまざまな病気を克服した。しかし、こうした科学技術の恩恵は、われわれに解決をせまる新たな問題を生じさせてもいるし、われわれのものの考え方や事実認識にも多大な影響を与えている。<sup>(10)</sup>

## (2) 事実認識に関する傾向性

第一に、われわれの事実認識は制約を受けている。<sup>(11)</sup>これは、われわれが限られた周波数の音しか聞き分けられず、限られた波長の光しか認識し得ない、つまり赤外線・紫外線を見ることができない、という意味においてだけではない。自然物や自然現象を対象とする場合でも、社会的事象を対象とする場合でも、事実と言われるものは、実はわれわれの脳の中にある一定の枠組み一意識的なものとしては「関心」—を通して発見されるものである。後述のように、人は「情報統合体」であり、環境刺激の中から自己の情報系に同調・共振する事象だけを選び取る。それがわれわれの内的・外的態度を決定する「情報」なのである。人はすべての環境刺激に反応するわけではないのである。前述のようなガリレイやニュートンの科学的発見も、彼らの、神の造られた秩序を発見したい、という関心もたらしたものであったのである。

ところが、われわれは、主観的な認識事実とは別に客観的世界が存在するということを信じている。客観的世界というのは抽象的世界であり、場合によっては、われわれと何の関係もない世界である。たとえば、現在の科学的知識によれば、地球は直径1万2700キロ余りの球状をしている、赤道上では時速1670キロという音よりも速い速度で動いている、また太陽の回りを365日と何時間かかけて公転している。これが客観的世界である、という。しかし、ヨーロッパ中世まで地球は平らだと考えられていたし、コペルニクス以前には、太陽や星が地球の回りを回っていると考えられて

いた。それで何の不都合もなかった。現在でも、普通の生活をしている限り、この考え方で何ら差し支えない。むしろ、その方がわれわれにとってはリアルであり、科学的真実の方がわれわれの実感と遊離している。こうした科学的事実が発見され一般に信じられるようになったのも、それを知ることが人々の関心に適合したからであろうと思われる。

犯罪学の場合にも同じような事実認識の傾向があると言われる。<sup>(12)</sup> すなわち、犯罪に関する事実が集積されて犯罪学理論ができあがるのではなく、理論が先あって、ということは、どのような事実があるかについての先見があって、その先見に適合する事実が集められる、ということである。

第二に、われわれには因果法則について根強い信仰がある。われわれにとって、一定の現象には必ず一定の原因がある、という考え方は最も親和的である。人間は事柄の意味を知りたがる動物であるから、古代から自然現象も人間的・社会的事象も何らかの原因があると考えてきた。自然科学は「もの」の世界について、この原因と結果との関係を見事に、まさに普遍妥当性を持ったやりかたで説明しているように見える。人は、この因果法則に介入することによって、現象をコントロールできると考えるのである。

しかし、人は、「もの」の世界に止まらず、「こと」の世界に関しても、この因果法則を当てはめようとする。たとえば、新約聖書に次のような話がある。「イエスは通りすがりに、生まれつき目の見えない人を見かけられた。弟子たちがイエスに尋ねた。『ラビ、この人が生まれつき目が見えないのは、だれが罪を犯したからですか。本人ですか。それとも両親ですか。』 イエスはお答えになった。『本人が罪を犯したからでも、両親が罪を犯したからでもない。神の業がこの人に現れるためである。』と。」(ヨハネ福音書九章三節) 昔の人々の間には、人間に対する自然の災厄も人の行為に帰するという考え方があったようである。そこでイエスも「原因などない」ということでは弟子たちを納得させることができないと考え、自分がその人の目を治すことによって人々が神を信じることができるように、

あらかじめ神が盲人としてその人を存在せしめた、というふうな原因論的説明を採らざるを得なかった、と考えられる。

また、河合隼雄は『影の現象学』の中で「影の肩代わり」という現象を次のように説明している。「たとえば、宗教家、教育者といわれる人で、他人から聖人、君子のように思われている人の子どもが手のつけられない放蕩息子であったり、犯罪者であったりする場合は、それである。世間の人はどうして親子でありながら、あれほど性質が異なるのか、といふかったり、息子の親不孝ぶりをなじったりする。あるいは、聖人、君子と言われていても案外子どもには冷たいのではないかとか、親子関係の悪さを勘ぐったりする。しかし、これはそのような次元では了解できないことであり、たとえ、親子関係に一般的な意味で問題がないとしても、親の『影のない』生き方自身に、子どもの肩代わりの現象を呼び起こす力が存在しているのである。」<sup>(13)</sup>この場合は、意識のレベルでの因果関係ではなく、無意識のレベルに問題を移すことによって、人々の納得のゆく説明を得ようと試みられていることがわかる。

因果的思考と最も相いれないのは共時性の考え方であろう。林道義は、「共時性とは一口で言えば『非因果的関連』であり、『意味のある偶然の一致』である。」として、三つの例を挙げている。一つは何かに関する事実（たとえば「魚」に関する出来事）がいくつも重なるという現象であり、二つ目は離れた場所で起こった出来事の知覚、例えば知人が銃で自殺したときに額と後頭部に非常な痛みを感じた、というような場合、三つ目は、心の中の状態と客観的事実の非因果的一致、たとえば誰かが死んだ夢を見たその時刻にその人が死んでいた、<sup>(14)</sup>というような場合である。これら関連する事実は原因と結果という関係にはないから、科学的には「偶然」として無視するか排除することになるかもしれない。しかし、それらは誰もが経験する現象ではないが、心理学者や心理療法家に関心を持つ程度には生起している現象なのである。そこに意味を見いだすことは、われわれの認識の限界を知ることででもある。林は、「因果論では説明のつかないそうした

現象が起こるのは、ありえないことではない。なぜならわれわれが認識している四次元世界の背後にはわれわれの知らない世界があって、それがわれわれの常識的な意識的世界観とは異なる現象を起ささないとは言えないからである。その『見えざる世界』をも含めて、世界を『一なる世界』として全体的に理解しようとして提出されたのが、ユングの『共時性』という概念<sup>(15)</sup>である。」と述べている。

第三に、われわれは、科学の進歩が社会の進歩であり、人間にとって善である、と考えるようになってきている。百年前に人々が夢想だにしなかったことが、今では科学技術の発展のおかげで可能になっている。したがって、今は非現実的なことでも、われわれがそれを強く望めば、必ずや科学が解決してくれる。前に述べたように、人についてさえ、すでに多くの病気は遺伝子レベルの異常であることがわかり、生体の機能を制御する薬も開発されつつある。「研究者たちは、誰にでも適用する平均的医療を脱却して、治療も投薬も個人個人に適したテーラーメイド医療に向けてゲノム研究を進めたい、と思っ<sup>(16)</sup>ている」という。

しかし、これは非常に楽天的で性善説的な考え方ではなかろうか。すでに生命科学は、さまざまところで生命倫理との軋轢を起こしている。病気が治るのは個人的には良いことであるが、病気をすべて遺伝子レベルで操作することができるということは、人という生命体をすべて操作することができるということを意味する。対象が身体的な「病気」であるうちはそれほど大きな問題にはならないかも知れないが、例えば、一定の逸脱行動（たとえば、粗暴な行動）を招く遺伝子が発見されたとして、それを遺伝子レベルで操作し「正常に」することは、果たして倫理的に許されるのであろうか。特に、それを公権力が犯罪対策として行ったときに、研究者はどのように評価することになるのであろうか。むしろ、身体的な病気をもっている人、精神的に他の人とは違う傾向をもっている人、逸脱行動に走る人、そのような「変異」をもっている人が集まっている社会が「正常な」社会と言えるのではないか。科学的な善は、へたをするのっぺらば

うな社会をもたらすことになる恐れがある。

第四に、科学はわれわれの目を個別現（事）象のユニークさからそらさせる。科学、とくに自然科学はマイクロ化、数値化、抽象化という特徴をもっている。マイクロ化について言えば、物質は素粒子のレベルにまで解体され、生命体も細胞レベルまで解体されている。DNA はたった四種類の塩基から構成されていることがわかっている。ここまで解体されれば、それぞれの物質や生命体の個性は問題ではなくなる。また、科学はその法則性を数式で表すことを特徴とする。数式化することによって、その法則の普遍妥当性が担保される。つまり、数式化できない法則は、科学的に正しい法則ではないのである。このマイクロ化と数式化は、ものの抽象化を結果する。実は、マイクロ化されたものも孤立して存在するわけではなく、相互作用をしながら存在するのであるし、現象は、一回一回はそれぞれユニークな現象であるにもかかわらず、一度数式化されると、抽象化されて同一の現象となってしまう。個別性・具体性はすべて捨象されてしまうのである。

犯罪現象も、一件一件は固有の加害者・被害者・周辺環境をもつユニークな歴史的・一回的事実である。ところが、他の多くの分野と同様に、こうした数字による抽象化が行われている。たとえば、犯罪統計がそうであり、調査研究（たとえばアンケート調査）における選択肢の内容や結果もそうである。殺人はどのような殺人でも「殺人一件」と数えられ、その他の凶悪犯罪と一緒に、全体として社会の安全の指標とされたりもする。アンケート調査は、選択肢提供者の恣意性も回答者のおかれた状況もお構いなく、数字だけが一人歩きする。しかし、現実の犯罪対策の中には、そのような数字に基づいて計画・立案されるものもある。<sup>(17)</sup>

### (3) 人間科学の困難性

これまで述べてきたように、自然科学としての科学は、「もの」の世界に関する限り、その性質をかなり詳しく解明してきたと言える。人についても、その「もの」的な部分、すなわち身体については、その善し悪しは

別に、相当程度解明が進んでおり、近いうちに、ほぼ解明のメドが立つであろう。<sup>(18)</sup> 脳も細胞の塊であるから、いずれその構造と機能が解き明かされる日がくるであろう。しかし、その日に、行動主体としての「人」は明らかになるかということ、おそらくはならないであろう。

まず第一に、人は、物質・エネルギー系としてだけでは説明できない存在だからである。人は、「もの」的な存在であると同時に、「こと」的な存在でもある。自然科学でさえ、この人が関与する以上、物質・エネルギー系としてだけでは説明がつかなくなっている。養老孟司は『人間科学』の中で次のように述べている。「……科学もどんどん変化する。現在の自然科学は、物質・エネルギー系としてだけでは、どうにも処理しきれない面を含んでいる。物質でもエネルギーでもない、もう一つの概念が、科学のなかに大きく入り込んできたことを見ても、それがわかる。もう一つの概念とは、『情報』である。現代では、情報という言葉抜きに、科学全体を語ることはできないのである。」<sup>(19)</sup>と。まして、自らが何者であるかを思索する主体としての人について、自然科学的方法論はほとんど答える術をもたない。すでに別のところで述べたように、人は「情報統合体」、すなわち自己の心の情報系と同調・共振する環境刺激だけを「情報」として認識するオートポイエーシス・システムである。人が外部からの刺激に情報的意味を認識するかどうか、どのような意味を認識するかということは、一人一人が成長の過程での学習や経験に基づいて—実際には、おそらく遺伝情報と受精以来の環境との相互作用に決定されつつ—環境刺激に意味を付与し、そこで蓄積・形成される枠組みによってさらに新たな環境刺激に対する意味付けを行うなかで、徐々に決定されて行くことになる。したがって、人の環境刺激に対する反応は千差万別であり、極端な言い方をすれば、一人として同じ反応をする者はない。そこに自然科学的な意味での法則性を発見することは不可能である。たとえば、犯罪者の更生については、「正業」に就くということは、その者の更生にプラスに働くことが多い、ということは解っているが、中には、刑務官の一言で更生への道を



歩む者もある。

第二に、科学はわれわれの問う「なぜ」には、結局、答えることができないからである。「われわれの提出する『なぜ』の問いへの科学の答えは、実は、『いかに』を教えるだけなのである。……科学がこのような問いに答えようとどれほど試みても、科学の与えうる答えはすべてさらに精しい『いかに』の形をとり続けることであろう。<sup>(21)</sup>」生命科学は、生と死を説明するだろうが、それは「どのように」という形であって、「なぜ」人は生まれるのか、「なぜ」人は死ぬのか、人生の目的は何なのかという人間の根源的な問いには答えられないのである。ところが、このような「なぜ」が人間の行動を左右するのである。

#### 四 刑事政策における科学主義の限界—結びにかえて—

刑事政策学は、事実に活動としての刑事政策を対象とし、それをできるだけ客観的に観察し、その特徴を抽出して、論理的によりよき刑事政策を提言する、という方法を採用する。刑事政策学も、学問としての性格を維持するためには、科学的である必要がある。すなわち、誰もがその方法を検証してゆけば、多少のふれがあったとしても、一応納得の行く結論が導かれるものでなければならない。刑事政策学における提言は、したがって、犯罪対策に関する自己の好みを当局に採用させるべく運動する、というような形で行われるべきものではない。もちろん、そうした運動に社会的価値がないなどというわけではないが、それは、学問とは一線を画するものであることを十分認識したうえのことである。たとえば、死刑廃止論と死刑廃止（停止）運動とは異なるし、刑事政策における被害（者）論と犯罪被害者救援運動とは異なる。刑事政策学としては、それらの運動も一つの「権力的」な活動として対象化して観察することになる。

刑事政策は、犯罪対策のあり方を工夫する。したがって、個々の犯罪対策が、どのような前提のもとに計画立案され、どのように実施され、目的

に照らしてどのような成果をあげているのか、また、個々の対策相互の関係がどのように機能しているのかを調査し、その状態を維持するのか変更するのかを決断するのが刑事政策である。その方法の科学性は、主にマクロ犯罪学に依存する。ここに言うマクロ犯罪学とは、統計的手法による現状分析である。各種の統計は、犯罪数の推移と現状、あるいは採られた対策の効果等を数値とその変化で教えてくれる<sup>(22)</sup>。それらの数値に応じて、一定の犯罪対策が効果をあげているとなれば、そこに人的・物的資源を投入するなどの方策を講じて行く。

犯罪対策は、犯罪対処活動の在り方を工夫することである。犯罪対策では、場合によっては科学技術<sup>(23)</sup>が利用され、場合によっては人間行動科学が有用になる。人間行動科学は、心理学、社会学、行動生物学、脳生理学等、およそ人間の行動に関連する諸科学の総体である。これまでも犯罪対処活動の対象である「人」についてさまざまな知見を提供し、実際にも、少年鑑別や分類処遇の場面で活用されている。これらが用いる方法も、大量観察によるある程度の経験的な法則性の発見である。しかし、人の行動は、自然科学の対象とする現象のように数式で表すことができるような厳密な法則性をもっていない。マクロ的な傾向性、例えば幼少期の生育環境や一定の人々との接触が一定の問題行動と関係があるなどは明らかにされているが、個別的な問題行動の要因については憶測の域をでない。

犯罪対策において用いることができる科学は、科学技術にしても人間行動科学にしてもその範囲は限定されている。別のところで述べたとおり、「例えば、経験的に、『ひと』に関する科学的知見が最も利用される犯罪者・非行少年の処遇において、もし犯罪・非行の要因が解ったとしても、それが生物学的・生理学的要因であるとすれば、刑事政策における人道主義の要請から、ほとんど手をつけることができなだろう。また、それが心理学的・精神医学的要因だとしても、現在の治療水準を考慮すれば、その除去にはかなりの困難が予想される。環境的要因であれば、可塑性に富んでいると言われる少年の場合でさえ、多くの場合、『時すでに遅し』と

「<sup>(24)</sup> ということになるかも知れない。」このように当該個々人に対する関係での事後的な科学的知見の利用は、ほとんどその効果を期待することができないと考えておいた方がよい。もし人間行動に関する経験科学をこの段階で利用し得るとすれば、それはこれまでの因果的・分析的知ではなく、いわゆる「臨床の知」と言われるものだろう。中村雄二郎はその特色として次の三点をあげている。「一、近代科学の知が原理上客観主義の立場から、物事を対象化して冷ややかに眺めるのに対して、それは、相互主体的かつ相互行為的にみずからコミットする。そうすることによって、他者や物事との間にいきいきとした関係や交流を保つようにする。二、近代科学の知が普遍主義の立場に立って、物事をもっぱら普遍性（抽象的普遍性）の観点から捉えるのに対して、それは、個々の事例や場合を重視し、物事の置かれている状況や場所（トポス）を重視する。つまり、普遍主義の名のもとに自己の責任を解除しない。最後に三、近代科学の知が分析的、原子論的であり論理主義的であるのに対して、それは総合的、直感的であり、共通感覚的である。つまり、目にみえる表面的な現実だけではなく深層の現実にも目を向ける。」<sup>(25)</sup>

しかし、予防段階でも、因果的・分析的知見がまったく役に立たないわけではない。犯罪学は、長期間にわたる大量観察によって、犯罪要因をある程度は集積してきている。その中で、犯罪の状況的要因の除去に関しては、環境犯罪学がさまざまな方策を提供している。しかし、主体の側の要因に関しては、それらの要因に対する事前的な刑事政策的介入が困難なために、有効な手立てを講じきれていない。しかし、状況的要因という環境刺激を情報として受け取るかどうか、どのような情報として受け取るかは主体の側の問題であるから、やはり、主体に対するアプローチを、刑事政策に有効な事実学的知識を提供するはずの犯罪学が放棄するわけにはいかないだろう。

刑事政策は、公権力が社会秩序を維持・実現する活動の一環である。犯罪学が主体に関して蓄積した知識を、直接、われわれが刑事政策とよぶ権

力的活動が利用することができないとしても、その知識の利用が社会秩序の維持・実現のために必要となれば、公権力としては、教育政策としてあるいは福祉政策として、間接的にそれを実現していくことになるのではないかと思われる。

最後に、古稀を迎えられ、このたび早稲田大学を退職される恩師須々木圭一先生の30年にわたるご指導を心から感謝申し上げますとともに、今後のご健勝をお祈り申し上げます。

- (1) 拙著『情報化社会の犯罪対策論』(2001 成文堂) 2-3頁参照。
- (2) 高月義照『人間学—こころの地動説—[増補版]』(1994 北樹出版) 79頁。
- (3) 高月、前掲書79頁参照。
- (4) 松原謙一『遺伝子とゲノム—何が見えてくるか—』(岩波新書815)「はじめに」参照。
- (5) 木下清一郎『心の起源—生物学からの挑戦—』(中公新書1659) 参照。
- (6) 日本において臓器移植法の制定にもかかわらず臓器移植が欧米に較べて少ないのは、死体に関する感覚が違うためであると考えられる。日本人は、死体を魂の抜けた単なる「もの」として扱うことに抵抗感がある。死体は、何か「神秘的な」ものであり「ほとけ」でもある。拙稿「刑法における死者の地位」『西原春夫先生古稀祝賀論文集第三卷』(1998 成文堂) 94頁以下(前掲拙著84頁以下) 参照。
- (7) 高月、前掲書81頁。ただし、「過去は実在しない」、「科学は過去物語の制作である」という立場をとる哲学者の大森荘蔵は、科学的真理も客観的真理などではなく科学信仰の表向きのドグマにすぎない、また、自然法則も歴史的法則に過ぎないと述べている。大森『時は流れず』(1996 青土社) 219頁以下参照。
- (8) 高月、前掲書82頁。
- (9) 高月、前掲書85頁参照。
- (10) 例えば、高速度交通機関は、利便性の反面、事故の際にはたくさんの命を一度に奪うという事態を招くし、コンピュータの普及とネットワーク化は「コンピュータ犯罪」という新たな犯罪類型を作り出した。
- (11) 村上陽一郎『近代科学を超えて』(講談社学術文庫764) 53頁、同『時間の科学』(1986 岩波書店) 42頁以下参照。
- (12) J・B・ヴォールド/T・J・バーナード『犯罪学—理論的考察[原書第3版]』(1990 東京大学出版会) 403-404頁参照。
- (13) 著作集2『ユング心理学の展開』38頁。
- (14) 林道義『ユング思想の真髓』(1998 朝日新聞社) 349-350頁参照。
- (15) 林、前掲書348頁。
- (16) 松原、前掲書70頁。

- (17) ニューヨーク市ではジュリアーノ市長の時代に、いわゆる「破れ窓」理論（建物が窓一つ壊れているお陰で徐々に荒廃して行くのと同じように、社会も小さな犯罪を見逃すことによって徐々に荒廃して行く）に基づいて、警察官の増員と徹底した微罪の取締を行い、著しい犯罪の減少をもたらした。しかし、この場合にも、たとえばその方針下で微罪で逮捕された人の将来にマイナスの効果が生じるかもしれない、というようなことは斟酌されていない。
- (18) フランシス・フクヤマ『『人間の特性』を保護』（2002、12、30読売新聞朝刊）1、2面参照。
- (19) 養老孟司『人間科学』（2002 筑摩書房）9頁。ただし、「情報」という概念をどのように定義するかは必ずしも明確ではない。
- (20) 拙稿「情報化社会における犯罪対策」駿河台法学第14巻第1号48頁以下（前掲拙著59頁以下）参照。
- (21) J・パスモア『科学と反科学』（1981 紀伊国屋書店）15-16頁。
- (22) 注意しなければならないのは、犯罪・非行に関する統計のほとんどが官製のものであるという点である。もともと科学技術の開発研究にせよ、こうした統計の作成にせよ、莫大な費用と多数のスタッフの必要な領域には、国家的支援が必要である。その意味で、科学は制度となつてはじめて、飛躍的な発展が可能になったのである。廣重徹『科学の社会史（上）一戦争と科学』（岩波現代文庫・学術93）第二章参照。
- (23) 予防段階では、監視カメラ、抑止・鎮圧段階では、特に捜査技術として指紋鑑定・声紋鑑定・筆跡鑑定・DNA鑑定などが用いられる。海外では、処遇段階で電子監視装置を用いるところもある。
- (24) 前掲拙著5-6頁。
- (25) 中村雄二郎『術語集一気になることば一』（岩波新書276）189頁。なお、河合隼雄「人間科学の可能性」『転換期における人間6科学とは』153頁以下も参照。